

○福田介護保険データ分析室長 それでは、定刻より少し早い時間でございますけれども、委員の方々はおそろいのようなので、第35回「社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、これまでと同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、オンライン会議システムを活用しての実施とさせていただきます。また、傍聴席等は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

初めに、本日の委員の出席状況ですが、全ての委員に御出席いただいております。

続きまして、事務局に異動がありましたので、紹介させていただきます。

総務課長の林俊宏でございます。

介護保険指導室長の三浦正樹でございます。

認知症総合戦略企画官の和田幸典でございます。

私が、介護保険データ分析室長の福田亮介でございます。

議事に入る前に、お手元の資料の確認とオンライン会議の運営方法の確認をさせていただきます。

まず、資料の確認を行います。

本日は、事前に電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。同様の資料を当省ホームページにて掲載しております。

まず、議事次第と委員名簿がございます。次に、資料1「令和4年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）」、資料2「令和4年度介護従事者処遇状況等調査調査票（案）」、参考資料1「介護職員処遇改善支援補助金の概要」、参考資料2「介護職員等ベースアップ等支援加算の概要」を掲載しております。

資料の不足等がございましたら、恐縮ですが、ホームページからダウンロードいただくなどの対応をお願いいたします。

次に、オンライン会議における発言方法等について確認させていただきます。

御発言いただく場合には、Zoomツールバーのリアクションから「手を挙げる」の操作をいただき、委員長から御指名を受けた方が御発言いただく方法とさせていただきます。オンラインで御参加の委員の皆様、画面の下にマイクのアイコンが出ています。会議の進行中は基本的に皆様のマイクをミュートにさせていただきますが、御発言される際にはZoomツールバーのリアクションから「手を挙げる」をクリックいただき、委員長の御指名を受けてから、マイクのミュートを解除して、御発言いただくようお願いいたします。御発言が終わりました後は、Zoomツールバーのリアクションから「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

以降の進行は、田中委員長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○田中委員長 委員の皆様、おはようございます。

ここから、議事次第に沿って進めてまいります。

本日は、「令和4年度介護従事者処遇状況等調査の実施について」の議論を行います。

事務局においては、資料説明を簡潔に行うとともに、各委員の皆様も御発言は論点に沿って簡潔に行ってくださいよう協力をお願いいたします。

まず、事務局より資料の説明をお願いします。

○説明者 それでは、令和4年度介護従事者処遇状況等調査の実施案について説明いたします。

まずは、資料1を御覧いただけますでしょうか。

初めに、1ページ目を御覧ください。まず、調査の目的でございますけれども、これまでの介護従事者処遇状況等調査では、介護従事者の処遇の状況、介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに介護報酬改定の基礎資料を得ることを目的として、3年ごとの介護報酬の改定年に実施することを基本といたしまして、その時々の方策上の必要を踏まえて、臨時で追加的に実施してきたところでございます。今回の調査におきましては、令和4年2月に創設された介護職員処遇改善支援補助金、令和4年10月の報酬改定により創設される介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とした臨時調査という位置づけで実施いたします。

2. 調査の実施時期及び公表時期でございますけれども、今回の調査では、令和4年12月に実施し、翌年の4月頃に公表する予定としております。

3. 調査対象及び抽出方法・抽出率でございます。調査対象につきましては、前回の令和3年度調査の対象サービスを基本としておりますけれども、今回の調査は、先ほど御説明したとおり、介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響を早期に把握することを主たる目的とした臨時調査であることから、これらの補助金の加算対象ではない居宅介護支援事業所につきましては、今回の調査では対象に含めないこととしたいと考えております。なお、令和2年度の臨時調査におきましても、令和元年10月に創設された介護職員等特定処遇改善加算の影響を早期に把握することを主たる目的としていたことから、居宅介護支援事業所を調査対象に含めないこととしておりまして、前回の令和3年度調査では、定期調査のため、再び調査対象としておりますが、今回の調査でも令和2年度の臨時調査と同じ取扱いとしております。抽出方法につきましては、前回と同様ですけれども、具体的な抽出率は5ページから6ページに掲載しておりますので、後ほど御説明させていただきます。

次に、2ページ目、4. 調査項目、5. 調査項目等の変更についてになります。先ほど御説明しましたとおり、今回の調査では、介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響を把握することを主たる目的とした臨時調査であることから、

これらの補助金や加算の取得状況等を把握するための項目を追加するとともに、前回調査から傾向が大きく変化することがないと考えられる項目につきましては、記入者負担にも配慮して、質問項目から削除して、簡素化することとしております。

具体的には、3ページ目と4ページ目に令和3年度の定期調査と比較した表を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。まず、「調査対象施設・事業所」について、先ほど御説明させていただいたとおり、今回は、介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響を把握することを主たる目的とした臨時調査でありますので、居宅介護支援事業所は調査対象としない取扱いとしたいと考えております。次に、「調査の方法」でございますけれども、これまでの定期調査におきましては、調査年と調査前年のそれぞれ9月の給与額等を調査し、その間の賃金の引上げ状況を比較していたところでございますけれども、今回の調査では、介護職員処遇改善支援補助金と介護職員等ベースアップ等支援加算の影響をそれぞれ把握するため、令和3年12月、令和4年9月、令和4年12月の3時点の給与等の額を調査とすることとしたいと考えております。補助金の方は令和3年12月と令和4年9月、加算は令和3年12月と令和4年12月を比較することを想定しております。また、「新型コロナウイルス感染症の影響」について、令和3年度の調査におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を分析するため、5つの選択肢から成る質問項目を1問追加いたしました。その後、別の調査ではありますけれども、令和4年度介護事業経営概況調査の調査票について、本年1月の本委員会において御議論いただいた際に、御意見をいただきまして、陽性者等の発生状況と施設・事業所運営への影響の問いに分割して選択肢も拡充したところでございます。今回の調査におきましても、その際の御意見を踏まえまして、コロナの影響について適切に分析を行うという観点から、この経営概況調査と同様の質問・選択肢としたいと考えております。

続きまして、「給与等の状況」につきましては、基本的に大きな項目変更はございませんけれども、次の「処遇改善加算の届出状況」及び「特定処遇改善加算の届出状況」につきましては、今回の臨時調査におきましては、加算の届出状況以外の項目は聞かないこととしたいと考えております。

その一方で、今回の新規の質問項目といたしまして、次の4ページ目、「介護職員処遇改善支援補助金の届出状況」、「介護職員等ベースアップ等支援加算の届出状況」の項目を追加いたしまして、それぞれ、届出状況、賃金改善の実施方法、配分範囲、届出を行わない理由等の質問を新たに設けることとしたいと考えております。その次の「給与等の引上げ以外の処遇改善状況」につきましては、介護職員処遇改善加算の算定要件の一つであります職場環境等要件に該当する事項についての取組状況に関する質問を設けておりましたが、今回の臨時調査におきましては、記入者負担に配慮して、聞かないこととしたいと考えております。最後の「給与等の状況」につきましては、今回の調査の目的を踏まえて修正を行っておりますけれども、こちらは後ほど調査票を御覧いただきながら御説明させていただきます。

次に、5ページの施設・事業所票と6ページの従事者票の抽出率になります。基本的には前回の令和3年度調査と同程度の目標精度を達成できるような標本数などになるよう設定しております。前回の調査と同じ抽出率としております。なお、5ページ目の表の下の2つ目の※に記載しておりますけれども、この調査は政府統計の一般統計調査でございます。調査の実施に先立ち、総務大臣の承認を受ける必要がございます。したがって、これまで御説明させていただきました調査事項や抽出率につきましては、総務省による審査の過程で変更があり得ることをあらかじめ御承知おきいただければと思います。

続きまして、資料2を御覧いただければと思います。資料2は、令和4年度調査の調査票案になります。基本的な修正箇所は先ほど御説明したとおりでございますので、簡単に御説明させていただきます。

1枚目は、表紙でございます。

次の1ページ目が施設・事業所票となりますけれども、最初に、新型コロナウイルス感染症の影響についての質問でございます。こちらは、先ほど御説明したとおり、前回調査から修正しております。

2ページ目から3ページ目が、介護従事者の給与等の引上げ等の状況に関する質問でございます。基本的にはこれまでの調査と同じ質問項目になっておりますけれども、一部選択肢の追加等を行っているところでございます。

4ページ目が、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の届出状況についての質問でございます。こちら、御説明したとおり、今回は届出状況のみを聞く形に修正しております。

次に、5ページ目から6ページ目は、介護職員処遇改善支援補助金の届出等の状況についての質問になります。こちら、御説明いたしましたが、届出の状況、配分する職員の範囲、賃金改善の方法、届出をしていない理由を聞いております。賃金改善の方法につきましては、今回の補助金は賃上げ効果の継続に資するよう補助額の3分の2以上をベースアップ等に充てることを要件としておりますので、ベースアップ等とそれ以外の場合について分けて聞く形にしております。

次の7ページ目から8ページ目が、介護職員等ベースアップ等支援加算の届出等の状況についての質問になります。基本的には介護職員処遇改善支援補助金と同様の質問としておりますが、一部選択肢を変えている部分もございます。

9ページから18ページまでは、各サービス別の質問項目になります。こちらにつきましては、記入者負担軽減の観点から、これまでは調査年と調査前年の職員数を聞いておりましたが、調査前年の職員数については聞かないこととしております。また、通所系サービスの開催日数や職員数のうち経験技能のある介護福祉士の内訳等につきましても、記入者負担軽減の観点から、聞かないこととしております。

最後に、従事者票でございます。19ページ、20ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの従事者票につきましては、事業所ごとに職員を抽出して一人一人の給与額等を記

載していただく形になっておりますが、先ほど御説明したとおり、令和3年12月、令和4年9月、令和4年12月の3時点の給与額を把握することとしておりますので、職員ごとの記入欄を3列にいたしまして、各時点の給与額等を記載していただく形としております。また、今回の補助金と加算につきましては賃上げ効果の継続に資するよう補助額の3分の2以上をベースアップ等に充てることとしておりますので、こちらの手当と一時金につきましてベースアップ等として取り扱うものを分けて把握することとしております。併せて、一時金につきましては、これまで6ヶ月分の額を調査して6分の1の額を基本給の額に加えて1ヶ月当たりの給与額ということでお示ししていたのですけれども、今回の調査では、補助金と加算の影響を適切に把握する観点から、12ヶ月分の一時金の額を調査して12分の1の額を基本給等の額に加えて1ヶ月当たりの給与額を出すという形にさせていただきたいと思っております。一方で、これまで聞いておりました特定処遇改善加算に関する賃金改善の対象となるグループの別や兼務の状況といった質問につきましては、記入者負担に配慮して、今回は聞かないこととしております。

以上、調査票につきまして御説明させていただきましたが、こちらにつきましても総務省の審査の過程で変更があり得るということをあらかじめ御承知置きいただければと思います。

事務局からの説明は、以上になります。

○田中委員長 御説明をありがとうございました。

処遇改善加算、特定処遇改善加算に加えて、今度は3段階目のベースアップ等支援加算があり、しかも2月から9月には処遇改善支援補助金と非常に複雑な制度になっておりますので、聞いていても混乱してきそうな話でした。調査票に答える方々にとっても、もちろんそうでしょう。ただ、それを正しく把握しないと政策がうまくいきませんので、このような調査をいたします。

それでは、ただいま説明を伺った事項について、御意見あるいは確認のための質問でも結構ですので、様々なお立場からの発言をお願いいたします。どなたからでも、どうぞ。

松本委員、お願いします。

○松本委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。

今回の調査の目的が処遇改善支援補助金とベースアップ等支援加算の実施状況、給与支給状況の確認調査として行われると理解しているのですけれども、この補助金等の改正前後、また、加算の改正前後として、3段階に分けて、補助金の効果は令和3年12月と令和4年9月の比較で、加算の効果は令和3年12月と令和4年12月の比較することを想定されているかと思っております。前年までですと、前年の9月時点と9月時点と比較される形で調査を実施されていたと思うのですが、今回それをされない理由を教えてください。

○田中委員長 お答えください。

○説明者 今回、補助金につきましては令和3年12月と令和4年9月が調査対象になっておりまして、調査対象月が異なっております。基本給や毎月決まって支払われる手当につ

きましては、3か月の違いということで大きな差は生じないと考えておりますし、一時金は賞与が含まれているため12月ということで影響が大きいと思われませんが、先ほど御説明したとおり、一時金については1年分の賞与を把握してそれを12分の1にしておりますので、調達対象月が異なることを前提とした数値として解釈して問題ないと考えております。一方で、同じ月に合わせるということであれば、合わせて令和3年9月を取ることも考えられるのかもしれないのですが、4時点の給与額を調査することになりますと記入者負担も生じますので、有効回答率の影響なども考慮して、そこは慎重に検討すべきであると考えまして、今回のような3時点の調査ということで考えております。

○田中委員長 いかがですか。松本委員、よろしいですか。

○松本委員 ありがとうございます。

調査の負担軽減の観点から、前年の9月はお聞きしないということは分かりました。

ただ、季節変動要因があると思いますので、調査結果を読み解く段階としては、季節変動の問題があるかもしれないということは意識していただいて、回答結果を公表していただければと思っています。

今、ふと思ったのですが、追加の質問です。賞与に関して、1年分をお聞きして12で除して変化を見るということなのですが、補助金について一時金で対応されているところは、1年分に延ばすことによって9月以降の増加分の把握ができないような気がするのですが、その辺りはどのように調査をされる御予定なのでしょうか。

○説明者 補助金については2月から9月の間ですが、9月以降という趣旨が分からなかったのですが、もう一度お願いしてよろしいですか。ごめんなさい。

○松本委員 すみません。前年の2月からの賃上げ分は一時金対応はできますよね。その場合、通年に延ばしてしまうと、どの部分が補助金の部分で上がったかという把握はできるのでしょうか。

○説明者 ありがとうございます。

御質問の趣旨としては、補助金の2月と3月の分につきまして一部一時金でベースアップ等として扱っていいという部分でございませうか。

そちらにつきましては、当方としても考えておまして、その2月と3月分を一時金で見るとは、規定の改定が間に合わないといった例外的な場合に一時金で見るということでベースアップとして扱っていいとしているものですので、基本的に通常の一時金とは少し違うと私どもは認識しております。従事者票につきまして、その金額については分けて把握することとしていますので、集計の際に、そこも合わせて12分の1にするか等、その辺りはまた検討していきたいと思っております。

○松本委員 ありがとうございます。理解いたしました。

○田中委員長 また結果が報告されたときに、委員の皆様から、この結果の読み方について、いずれ御意見を伺うこととなります。質問をありがとうございました。

ほかに、御質問、御指摘は何かおありでしょうか。

泉委員、お願いします。

○泉委員 ありがとうございます。

介護従事者処遇状況等調査の調査票の内容についてのコメントになります。

3 ページ、非常に細かい視点で恐縮なのですけれども、問 2（7）について 2 点ございます。

給与等の引き上げを行わなかった理由について、もちろん今回の調査の趣旨は十分分かった上ですが、現在の調査票では 1 番から 9 番の質問はいずれも給与の引き上げありきで質問されていますが、例えば、採用市場において給与以外の打ち手に関する質問を加えることで、給与以外の選択肢の有無があぶり出せるのではないかと、今回の調査の直接の趣旨とは異なりますが、別の意味で質問の膨らみが出てくるのではないかというコメントです。

もう一点、選択肢の 4 番、5 番、6 番、7 番は、財務的観点で給与を引き上げない理由が挙げられていますが、6 番、7 番は、非常に分かりやすく、直近、足元の財務に関する質問であると分かるのですが、4 番の「経営が安定しないため」はやや抽象度が高いという印象を受けました。複数回答が前提ですが、経営が安定しないといったときに、直近、足元の資金収支で経営が安定しないと判断するのか、それとも、将来を見据えたときに今時点の経営が安定していないと見るのか、そのあたりの回答の統一感が得られないのではないかという印象を持ちました。この点については、記入要領の中で、もう少し具体的な説明を入れられたほうがよろしいのではないかと思います。また、5 番の「増収分を借入金の返済に充てたため」という質問は、増収があった場合に、経営者が従業員の給与を上げるよりも借入金の返済を優先したということを確認しようとしていると解釈しましたが、この質問の趣旨も少し分かりづらい印象です。経営判断として借入金返済を優先したということが聞きたいといのであれば、こちらも記入要領での説明が必要ではないかという印象を受けました。

いずれもコメントです。記入要領の作成の際に、工夫いただければと思いました。

○田中委員長 事務局に回答は求めているということで、よろしいですか。何か回答していただけますか。

○泉委員 結構です。

○田中委員長 事務局は、ただいまの御意見を勘案して、またガイドラインの作成を進めてください。

ありがとうございます。

野口委員、お願いします。

○野口委員 どうもありがとうございました。

これは、事前レクするときにも申し上げたコメントで、データが上がってからの解釈なのですけれども、従事者票で 3 時点を今回は聞かれる。要するに、回答する従事者の方を施設が選択すると。ランダムに選択してくれることを望みますが、3 時点ということで、

3時点とも当該施設で働いていらっしゃる方という、セレクションバイアスというか、かなり選択的になると思うのですね。結構労働者の出入りが激しい産業ですので、結果の解釈をするときに若干上振れがあるのかなというところは意識しながら、別途、介護従事者のいわゆる賃金の調査などがあるのですけれども、そういったほかの情報と比較しながら、多少上振れているかということを確認されたほうがいいと思います。

これも、事務局から何かコメントがあればということですが、一応私のコメントです。

○田中委員長 ありがとうございます。

3時点でずっと同じ事業所にいる人は上振れのバイアスがあり得るという御指摘ですね。

○野口委員 おっしゃるとおりです。

○田中委員長 それも意識して分析するように心がけてください。

堀田委員、お願いします。

○堀田委員 ありがとうございます。

まず、今の野口委員のコメントにも関連するところかと思いますが、1つ目は、質問、プラス、コメントなのですが、今の最後、19ページ以降のところは、先ほどの野口委員の少なくとも令和3年12月から令和4年12月にかけてここに従事し続けていた方ということになると思うのですけれども、記入要領に記載と書いてくださっていますが、具体的にこのように選んでくださいという御趣旨はどんな感じで書かれることになっているか、お聞きしたいと思っています。その上で、まだ検討の余地があるようであれば、野口委員が今言及されようとしていた介護労働実態調査でも、結果的に選んでいただくのは事業者の方々ではあるのですけれども、できるだけ年齢や勤続年数などを均等に選定していただきたいということも入れているところですので、もしそういったことが書き込まれていないようであれば、せめて書き込んでいただけるといいかと思います。これは、後でお答えもいただければと思いますし、少し踏まえていただければと思います。

2点目は、コメントで、もし何らかの方針があれば事務局からも御発言いただければと思うのですけれども、手前の9ページから18ページにかけて、記入者負担を考慮して職員数は1時点だけを聞くようにしてくださっているということだったと思います。今までの設計ですと、実際に分析をされているかどうかは分からないのですけれども、独自に定義をすれば採用率なり離職率なりを算出可能な設計だったわけですが、今回の1時点の場合はそれができなくなることとなります。もちろん処遇状況そのものを把握するというだけでからいくと別に採用や離職の動向は見なくてもいいのだと思いますけれども、より分析を深めようとしたときに結構大事な情報が落ちてしまうこととなります。それでよろしかったですかということです。もちろん19ページ以降で3時点を書いてもらうだけでも記入者にはすごく御負担なのですけれども、ここの9ページから18ページのところも、職員数をそれぞれ職種別に書いていただくことは2時点ではさらなる御負担ということであるとすると、代替手段としては、介護労働実態調査では、過不足状況みたいなものを聞いて、過不足状況であれば5段階なりで聞いていただいて、わざわざ計算をしなくても処

遇状況と結びつけて分析も可能であるものにも代替し得るかと思えます。職員数を2時点で聞いていただくか、あるいは、過不足状況みたいな簡単につけられるものを入れていただくか、そういったことがもし可能であれば御検討いただければと思います。これについては、何らかのコメントがあれば、いただければと思います。

この調査、今回の趣旨とは若干離れると思うのですが、少し関連して気になっているということでお話しさせていただきたいことという感じです。先日、訪問介護事業所の管理者の方々とお話ししていたら、実際のデータとしても昨年度の介護労働実態調査で訪問介護員の4人に1人が65歳以上になっているのですけれども、5年後に事業所が存続していると思うかというお話で、そのうちの大半が「していないと思う」とおっしゃったのですね。今回の調査の中に入れてほしいという趣旨ではないのですけれども、状況は事業種別にもよると思うのですけれども、この先の事業の継続みたいなことをどのように考えているのか、それはもちろん職員の年代構成だけによるものでは全くないものでも、そういったことも踏まえた形で、これは介護給付費分科会に報告していくことになると思いますので、どこかでそういったことも把握できるようなことを考えていく必要もあるのかなと思いました。最後の点は、この調査に反映してほしいということでは特段ないのですが、コメントです。

以上です。

○田中委員長 事業の存続の可能性を含めて、コメントをありがとうございました。

最後のものは、確かにこの調査とは別だけれども、極めて重要な問題提起ですね。

質問、コメントにお答えください。

○説明者 御意見と御質問をありがとうございました。

いただいた御質問の中で、従事者票の抽出方法につきまして、基本的に記入要領は調査票が確定しました段階で作成いたしますので、現時点で決まったものはないのですけれども、これまでの調査でしたら、名簿順に番号を振っていただいて、そこから抽出率に応じて抜き出していくということ为例として書いてございます。基本的にはそれぞれの事業所で抽出していただくということですので、そちらにつきましては、少し書きぶりを工夫するなど、考えたいと思っております。

事業所ごとの職員数の件で御意見をいただきまして、ありがとうございます。確かに採用率や離職率が分からなくなるというところはあるのですけれども、今までもそういった形では集計しておりませんし、今回の調査の目的から少し外れると思っております。特に今回は臨時調査ということがございますので、次回、令和6年度に定期調査をやる予定でございますので、またそのときに御意見などをいただければと思います。

○堀田委員 ありがとうございます。

1点目のほうは、その名簿も、事業所によって、あいうえお順だったり、入職順だったり、様々だと思っておりますので、少し記入要領を工夫していただければと思います。

2点目のほうは、委員長が冒頭におっしゃってくださったように、本当に複雑怪奇にな

ってきていると思いますので、この複雑怪奇になってきているものを見直していくときに、後ろの個票のところも含めて、単にそれがどのように影響しているのかというだけではなくて、従事者の確保、よい形で働き続けていただくという、より上位の目的があると思っていますので、この先の検討に役立つように、今回は難しいとしても、次回以降、検討していただけるといいと思います。

以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。

制度そのものをどうするかは、調査委員会ではなく、本体の分科会や部会で議論すべき話題ですが、ここまで複雑になると、いずれしないといけない状況ですよね。

ほかにはいかがでしょうか。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 今、調査の内容自体が複雑になっているというお話もありましたが、結局、それは提出率にもつながってくると思います。回収率の向上をしていただきたいということと、もしネットでアップロードする方法で回答されるということを求めていらっしゃるのであれば、表紙の1ページのところで、紙の調査よりも先にネットで回答してくださいというように、1番と2番を入れ替えていただいたほうが、提出率は上がるのではないかと思います。これは意見でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

今の意見については、いかがですか。

○説明者 ありがとうございます。

私どもも、電子での回答を勧めたいと思っておりますので、その辺りは工夫させていただきたいと思います。

○田中委員長 初めからネットでもいいと分かりやすくなっているほうが回答率が上がるのではないかと御指摘でしたね。ありがとうございます。

ほかはよろしゅうございますか。

特にないようでしたら、本日の議題1については、先ほど示された内容で当委員会として了承し、後日開催される介護給付費分科会に報告する扱いでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

本日の審議は、ここまでといたします。

次回の予定について、事務局より、何かあれば、説明してください。

○福田介護保険データ分析室長 事務局でございます。

本日は、ありがとうございました。

次回の日程は、事務局から追って御連絡させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日はこれで閉会いたします。お忙しいところ、ありがとうございました。

○田中委員長 皆様、ありがとうございました。